

個人型確定拠出年金加入者の異動・退職時等の事務について (県教育委員会事務局各課、教育事務所等及び県立学校)

福利課年金係

県教育委員会事務局各課、教育事務所等及び県立学校の教職員で個人型確定拠出年金(通称「iDeCo」)に加入している方が異動・退職等をした場合は、以下のとおり処理していただきたくお願いします。

1 他の県立学校、県教育委員会事務局各課、教育事務所等又は市町村立小中特別支援学校に加入者が異動した場合(給与支給機関が群馬県の場合)

○特に事務はありません。

2 他の県立学校、県教育委員会事務局各課、教育事務所等又は市町村立小中特別支援学校から加入者の異動があった場合(給与支給機関が群馬県の場合)

○特に事務はありません。

3 市町村教育委員会事務局等に加入者が異動した場合(給与支給機関が群馬県以外の公務員共済組合員になる場合)

○異動前にマイナンバー管理システムで加入の有無を確認し、加入している場合は異動先で事業主証明書を交付してもらい、「加入者登録事業所変更届」に添付して金融機関等に提出するよう周知してください。

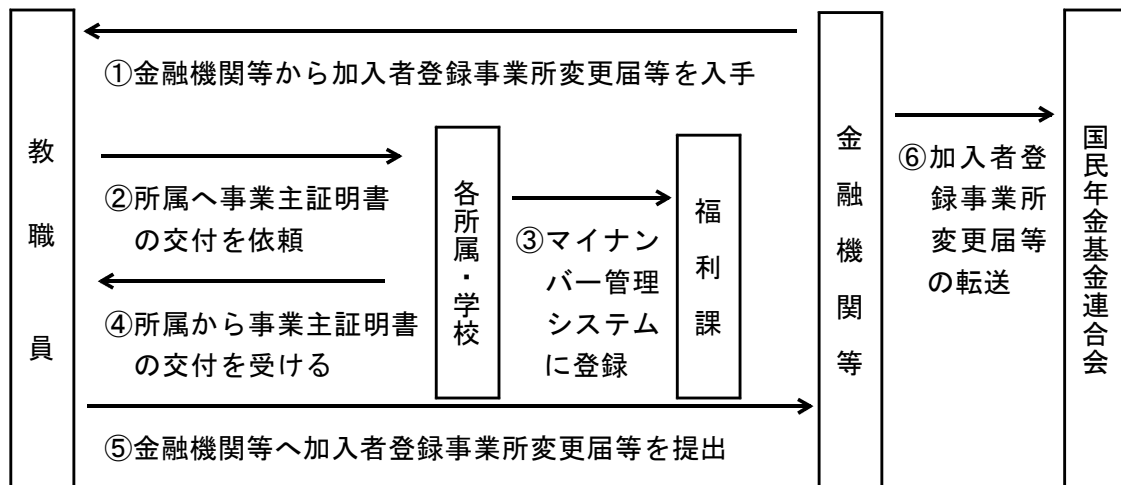
4 市町村教育委員会事務局等から加入者の異動があった場合(給与支給機関が群馬県以外の公務員共済組合員であった場合)

iDeCo加入者は加入手続きをした金融機関等に「加入者登録事業所変更届」を提出する必要があります。また、その際に異動先の事業主の証明書を添付する必要があります。

そこで、教職員から当該証明書の交付依頼があった場合、加入時と同様に処理してください。

※「加入者登録事業所変更届」を提出しない方で、後日、国民年金基金連合会から加入資格の確認依頼があった方に対しては、福利課から所属・学校あてに連絡させていただくことがあります。

市町村教育委員会事務局等からiDeCo加入者の異動があった時の流れ



5 民間会社で企業型確定拠出年金に加入していた者が採用された場合

民間会社で企業型確定拠出年金に加入していた方が公務員となった場合、企業型確定拠出年金で積み立てた年金資産を個人型確定拠出年金に移換することができます。手続きには、加入者が加入手続きをした金融機関等に「個人型年金加入申出書」及び「個人別管理資産移換依頼書」を提出する必要があります。また、その際に事業主の証明書を添付する必要があります。

そこで、教職員から当該証明書の交付依頼があった場合、加入時と同様に処理してください。

6 民間会社で個人型確定拠出年金に加入していた者が採用された場合

上記4と同様に処理してください。

7 自営業者等で個人型確定拠出年金に加入していた者が採用された場合

自営業者等で個人型確定拠出年金に加入していた方が公務員となった場合、国民年金の被保険者資格の種別が第1号又は第3号被保険者から第2号被保険者になるので、iDeCo加入者は加入手続きをした金融機関等に「加入者被保険者種別変更届」を提出する必要があります。また、その際に異動先の事業主の証明書を添付する必要があります。

そこで、教職員から当該証明書の交付依頼があった場合、加入時と同様に処理してください。

8 加入者が60歳に達する前に退職し、民間会社に再就職して企業型確定拠出年金に加入する場合（再就職先に企業型確定拠出年金の制度があり、その対象者になる場合）

○退職前にマイナンバー管理システムで加入の有無を確認し、加入している場合は「加入者資格喪失届」を金融機関等に提出し、個人型確定拠出年金で積み立てた年金資産を企業型確定拠出年金へ移換する手続きについては再就職先に確認するよう周知してください。

9 加入者が60歳に達する前に退職し、民間会社に再就職して引き続き個人型確定拠出年金に加入する場合（再就職先に企業型確定拠出年金の制度がない場合）

○退職前にマイナンバー管理システムで加入の有無を確認し、加入している場合は再就職先で事業主証明書を交付してもらい、「加入者登録事業所変更届」に添付して金融機関等に提出するよう周知してください。

10 加入者が60歳に達する前に退職し、自営業者になる場合又は再就職しない場合（国民年金の第1号又は第3号被保険者になる場合）

○退職前にマイナンバー管理システムで加入の有無を確認し、加入している場合は「加入者被保険者種別変更届」を金融機関等に提出するよう周知してください。